

在宅医療・介護連携相談窓口を設置しました

高齢者の方が医療・介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療や介護関係者の連携を支援するための相談窓口です。「自宅で介護を受けながら療養したいが…」「病院から退院するが自宅でどんなサービスが受けられるだろう」等のお悩みはありませんか？在宅医療や介護に関してお困りの時は、お気軽にご相談ください。

相談受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時
 設置場所：地域包括支援センター内
 電話：0978-72-5184

「いきいきセルフケア教室」「健康づくり応援教室」を開催しています

- 『いきいきセルフケア教室』は、自宅で自主的に体力向上や維持（セルフケア）ができるようになるための体操指導を市が委託している事業所により提供する介護予防教室です。
開催回数：1回2時間で月に2回（原則6か月間）
- 『健康づくり応援教室』は、健康づくりのきっかけづくり、閉じこもり予防のための交流や機能向上（運動、栄養、口腔）を目的とした助言や指導を、市が委託している事業所が行う介護予防教室です。
開催回数：1回4時間で月に2回（原則6か月間）

〈上記教室共通〉

対象者：他の通所系サービスを利用していない65歳以上の方
 開催期間：事業所ごとにスタート時期は異なります。
 開催場所：各委託事業所の事業所内もしくは公民館

その他詳細につきましてはお問い合わせください。



【問合先】高齢者支援課 ☎0978-72-5189

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を結びます
国東市ファミリーサポートセンター 会員募集
 子育ての経験をいかしたい、空いた時間を有効に使いたい、保育園等の送迎を頼みたい、少しの時間子どもをあげたい

ファミリーサポートセンターとは？

子育ての援助を受けたい方（よろしく会員）と援助ができる方（まかせて会員）が一時的な子育てを地域で助け合う会員制の有償ボランティア組織です。まかせて会員には、養成講座を受講していただきます。

どのような援助をするの？

- 保護者の外出の際の子どもの預かり
- 保育所・幼稚園の時間外や小学校の放課後等の預かりや送迎などです。

【対象年齢】
 生後6か月から小学6年生

利用料金を教えてください

- ①月～金の8～19時 600円/1時間
- ②月～金の①以外の時間 700円/1時間
- ③土・日・祝日（年末年始を除く） 700円/1時間

お知らせ

5月31日（休）まかせて会員養成講座開講！
 場所：アストくにさきマルチホール 受講者募集中！

平成30年度より国東市が利用料の半額助成を行います！

【申込・問合先】福祉課内 国東市ファミリーサポートセンター ☎0978-72-5164

平成30年度からの介護保険料を改定します

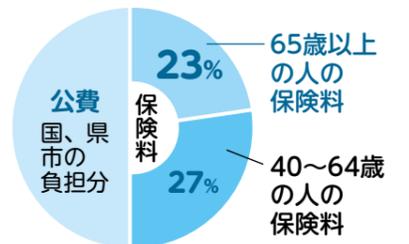
65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護保険事業計画で推計した介護保険事業の運営に係る費用を基に、3年ごとに算定します。

今回、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30～32年度の介護保険料を改定します。

介護サービス費用の財源

介護保険財源は、50%が公費（税金）で、残りの50%が40歳以上の方が負担する介護保険料で構成されています。40～64歳の方（第2号被保険者）が負担する割合は、3年ごとに国が定め、平成30～32年度は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

介護保険の財源
 （平成30年度から3年間）



65歳以上の負担割合
 （第6期）（第7期）
 22% ⇒ 23%

介護保険料の算定

平成30～32年度の3年間における介護保険事業の運営に必要な費用を基に、第1号被保険者の介護保険料を算出すると、基準月額（第5段階）は第6期（4,750円）から550円引き上げを行い、5,300円となりました。

増額の主な要因としては、介護報酬の改定、処遇改善に伴う報酬改定、第1号被保険者負担割合の変更、施設整備等となります。

65歳以上の方の介護保険料

第7期の基準額を基に、所得等の段階（10段階）に応じた介護保険料を算定し、平成30～32年度における所得段階別の介護保険料を下表のとおり決定しました。

所得段階	住民税	対象者	保険料率	保険料年額（月額）
第1段階	世帯非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	28,600円(2,385円)
第2段階	世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.67	42,600円(3,551円)
第3段階	世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.75	47,700円(3,975円)
第4段階	本人非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	57,200円(4,770円)
第5段階	本人非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額	63,600円(5,300円)
第6段階	本人課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	76,300円(6,360円)
第7段階	本人課税	前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	82,600円(6,890円)
第8段階	本人課税	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	95,400円(7,950円)
第9段階	本人課税	前年の合計所得金額が300万円以上450万円未満の方	基準額×1.7	108,100円(9,010円)
第10段階	本人課税	前年の合計所得金額が450万円以上の方	基準額×1.9	120,800円(10,070円)

※平成30年度より合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除（保険料段階が第1～5段階のみ）」した金額を用います。

【問合先】高齢者支援課 ☎0978-72-5189 税務課 ☎0978-72-5156